

独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）で発注する工事の請負契約等に係る一般競争又は指名競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）は、下記の注意事項を守らなければならない。

記

（入札保証金）

第1 競争参加者は、入札公告、公示又は指名通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

（入札保証金に代わる担保）

第2 第1に規定する入札保証金に代わる担保の種類及び担保の価値は次に掲げるとおりとする。

区 分	種 類	価 値
ア	国債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
ウ	地方債	債券金額
エ	出納命令役が确实と認める社債	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
オ	銀行又は出納命令役が确实と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第三条規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払を保証した小切手	小切手金額

（入札保証金等の納付）

第3 競争参加者は、入札保証金を入札保証金納付書に添えて、出納命令役に納付しなければならない。

第4 競争参加者は、入札保証金として提供する担保が国債ニ関スル法律（明治三十九年法

律第三十四号)の規定により登録された国債又は社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定により登録された地方債であるときは、当該国債又は地方債に質権設定の登録手続きをし、かつ、登録済通知書又は登録済書を入札保証金納付書に添付して、出納命令役に納付しなければならない。

第5 競争参加者は、入札保証金として提供する担保が第4に規定するもの以外のものであるときは、当該担保を入札保証金納付書に添付して、出納命令役に納付しなければならない。

第6 競争参加者は、第3から第5までの規定により、入札保証金及び入札保証金納付書等を納付するときは、担当職員の確認を受けたのち、これを封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として提供する担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の券面金額の種類に応じ必要な事項並びに競争参加者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)を明記するものとする。

第7 競争参加者は、保険会社との間に振興会を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を出納命令役に提出しなければならない。

(入札保証金等の還付)

第8 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書を取りかわした後(契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後)にこれを還付するものとする。

(入札保証金の振興会帰属)

第9 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、振興会に帰属するものとする。

(入札)

第10 競争参加者は、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し現場確認の上、この注意書を熟読し入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第11 競争参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 競争参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 競争参加者は、落札者の決定前に、他の競争参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

(入札辞退)

第12 競争参加者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退書を契約担当役あてに直接持参又は郵送(入札

執行日の前日までに到達するものに限る。)により提出するものとする。

(2) 開札執行中であっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行担当者に直接提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(代理人)

第13 競争参加者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争参加者の代理人となることはできない。

(入札書の提出)

第14 競争参加者は、入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争参加者の氏名(法人の場合にあつては、その名称又は商号)及び当該入札の件名を表記し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。

2 提出された入札書は開札前も含め返却しないものとする。競争参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第15 入札書は、〔入札保証金の全部を免除された場合であつて、契約担当役においてやむを得ないと認めるときは〕書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、契約担当役あての親展で提出しなければならない。(注:〔 〕は当該契約が特定調達契約に該当する場合に削除する。)

第16 前項の入札書は、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに到着しないものは無効とする。

第17 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

(入札書の記載事項の訂正)

第18 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

(入札書の引換え等の禁止)

第19 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(競争入札の延期又は廃止)

第20 契約担当役は、競争参加者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(無効の入札)

第21 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- (1) 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 競争入札に付される件名等の表示、入札金額の記載のない入札書
- (4) 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又はそれらが判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合における競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又はそれらが判然としない入札書（記載のない又はそれらが判然としない事項が競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (6) 競争入札に付される件名等の表示に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- (9) 納付した入札保証金の額が入札金額の 100 分の 5 に達しない場合の当該入札書
- (10) 入札公告、公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到着しなかった入札書
- (11) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

（開札）

第22 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

（開札場の自由入退場の禁止）

第23 開札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び第 22 の立会い職員以外の者は入場することができない。

第24 競争参加者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、開札場に入場することができない。

第25 競争参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示し、又代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提出しなければならない。これらに加え物品の製造、物品の販売又は役務の提供等の競争契約に係るものについては、全省庁統一資格の資格審査結果通知書（写）、建設工事の競争契約に係るものについては、文部科学省における一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（写）を提出しなければならない。独立行政法人日本芸術文化振興会一般

競争（指名競争）参加資格認定通知書（写）も有効である。なお、上記の通知書（写）の提出は一般競争の場合に限り、指名競争の場合は不要である。

第26 競争参加者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

第27 開札場において、公正な執行を妨げようとした者は、開札場から退去させるものとする。

第28 開札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、開札場から退去させるものとする。

（落札者の決定）

第29 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

第30 第29の規定に係わらず、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、契約担当役の行う調査に協力しなければならない。

第31 第29の規定に係わらず、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第32 第30及び第31の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札者に入札結果を通知する。

（再度入札）

第33 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことができる。ただし、郵送による入札を行った場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当役が指定する日時において再度の入札を行う。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第34 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

（契約書の作成）

第35 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当役から交付を受けた契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約担当役が合理的と認める期間）に契約書の取り交しを行うものとする。

第36 落札者が第 35 に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(請書等の提出)

第37 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、第 35 に定める期間内に請書その他これに準ずる書面を契約担当役に提出しなければならない。ただし、契約担当役がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(契約保証金の納付等)

第38 契約の相手方は、入札公告、公示又は指名通知において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、指定の期日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

第39 契約の相手方は、契約保証金を契約保証金納付書に添えて、出納命令役に納付しなければならない。

第40 契約保証金に代わる担保の種類、価値及び提供の手続きは、入札保証金に代わる担保に関する定めを準用する。

第41 契約保証金として納付する担保が保証事業会社の保証であるときは、当該担保の価値は保証金額とし、契約の相手方は、当該保証を証する書面を契約保証金納付書に添付して、出納命令役に提出しなければならない。

第42 契約の相手方は、保険会社との間に振興会を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を出納命令役に提出しなければならない。

第43 契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を出納命令役に提出しなければならない。

第44 落札者は、契約上の義務履行前に契約保証金に代わる担保として提供した小切手がその呈示期間を経過することとなり、又は契約保証金に代わる担保として提供した手形がその満期になるときは、当該小切手又は手形に代わる契約保証金を納付しなければならない。ただし、出納命令役が、これらの有価証券の取立て及び当該取立てに係る現金の保管をした場合はこの限りではない。

(契約保証金の振興会帰属)

第45 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは、振興会に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第46 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

(異議の申立)

第47 入札をした者は、入札後、この注意書、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

入札の参加にあたって

独立行政法人日本芸術文化振興会
総務企画部契約課契約係

当振興会の入札(一般競争入札、指名競争入札)への参加にあたって、守っていただかなければならない事項については、それぞれの案件における入札説明書及び独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書に記載されている通りなのですが、特に入札執行や契約書取交しを円滑に行うために守っていただきたい部分について、以下の通りご説明申し上げます。今回の入札に参加される方におかれましては、お渡しする書類のほか、こちらも良くお読みください。

(囲みの文章の最後の括弧内は、競争入札参加者注意書の条文番号です)

お渡しする入札説明書や仕様書、図面等を良くお読みになり、考えられるすべての費用を計上してください。入札が執行された後は、どのような疑義も受け付けられませんので、内容が不明な点があったら質問をお願いいたします。(第10、第47)

見積りにあたり、どの部分を含めるのか、それとも含めないのか、不明な点がある場合は、質問をお願いいたします。但し、仕様に関する質問については文書のみでの取扱いとなりますので、ご注意ください。また、質問期限もそれぞれ定めていますので、厳守してください。

入札に参加される他の方とは、入札に関することについてはすべてにおいて相談等してはいけません。また、独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律:昭和22年法律第54号)に抵触するような行為は一切行ってはいけません。(第11、第14第2項)

相談等といった直接判別できる行為だけではなく、そのような疑いを持たれる一切の行為を禁止しております。振興会では、それらが判明した時点で公正取引委員会に通報いたします。事情聴取を行い、関係書類を公正取引委員会に提出することもあります。また、それらの結果、談合の事実があったと認められた段階で、当該入札は延期若しくは廃止いたします。

これは、入札執行後においても同様です。

なお、談合の事実があったと認められたことにより、入札が延期若しくは廃止となった場合、当該談合に関わった方は、その日より2年間、振興会の一般競争には参加できません。(会計規程第17条第1項第2号)

入札書や委任状は、お渡しする書式のうちどれを使うのか良くご検討をお願いいたします。また、記入の際は、記載漏れや記載ミス等の一切ないようにお願いいたします。(第21)

入札にあたって、振興会から入札書及び委任状の書式をそれぞれ3種類お渡ししております。①代表者ご本人が入札に参加される場合、②代表者から入札について委任された方が参加される場合、③代表者から支店の代表者等に契約関係について委任されたうえで、支店の代表者等から入札について委任された方が参加される場合に分かりますので、それぞれに応じた書式を用意しておりますので、それらをご使用ください。

よく見られるのは、復代理人の方が入札に参加される場合(上記の③の場合)の入札書や委任状の書き

間違いです。復代理人の方が使用する入札書は、代表者と復代理人を記載するようになっていますが、代表者の欄に代表者ではなく代理人(この「代理人」は、支店の代表者等を指します)のお名前を書いてしまうミスが頻発しています。

また、法人登記上の住所と現住所が違うことから、登記上存在しない住所が本社として記載されていることがあります。振興会では、あくまでも登記上の住所やお名前でご本人確認をいたしますので、やむを得ない事情で登記上の住所やお名前と違う場合は、それらを証明する書類をご持参ください。

さらに、お渡しする様式以外をお使いになる場合は、特に件名についてはお間違いのないようお願いいたします。

入札執行の時刻は厳守です。遅刻は一切許されません。(第23、第24)

当振興会の入札の執行は、入札公告や入札説明書で示された時刻を厳守しております。遅刻された場合、入札執行の場所に入ることは許されません(当振興会の入札執行者が入札執行の宣言を行った後は、すべての方の新たな入室をお断りしております)。そのようなことがないように、入札会場へは余裕を持ってお越しください。

なお、職員がいない状態での入札執行場所への立ち入りはご遠慮ください。

振興会では、一度目の入札で落札者がいない場合は、特別な場合を除いて、再度入札を繰り返して落札者を決定いたします。(第33)

参加される方の印鑑(代理人欄の印鑑と同じものとなります。代表者が自ら参加される場合は代表者の印鑑となります)を必ずお持ちください。入札が複数回に及ぶ場合に必要ですし、入札参加者名簿の記載にあたって必要になります。

**落札者となった場合は、落札決定の日から7日以内(土曜日や日曜日、祝日も含みます)に契約書の取
交しを行わなければなりません。7日以内に取交しができなかった場合は落札の決定を取り消します。
(第35、36)**

振興会内では、一部の業務を除いて、契約課のみが発注の権限を有しています。契約課では、契約書の取交しが完了した後でなければ発注行為はいたしませんので、作業に取り掛かっていただくのは必然的に契約書取交後となります。業務に早期に取り掛かれますよう、迅速な契約書の取交しをお願いいたします。

なお、やむを得ない事情により、7日を超えてしまいそうな場合は、至急ご連絡ください。

特に連絡もなく7日を超えた場合は、直ちに落札の決定を取り消し、次順位の方と契約の交渉をいたします(予定価格の範囲内の方がいらっしゃらない場合は、再度公告入札等、適宜の方法に移行することになります)。その際、落札の決定を取り消された方は、取り消された原因となる行為を行った日から2年の間、当振興会の一般競争に参加できません(振興会会計規程第17条第1項第3号)。

入札説明書等で引用されている条文

独立行政法人日本芸術文化振興会
総務企画部契約課契約係

【会 計 規 程】

(一般競争に参加させることができない者)

第16条 契約担当役は、特別の理由がある場合を除くほか、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者並びに破産者で復権を得ない者を、一般競争に参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第17条 契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者。
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

2 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(契約保証金)

第26条 契約担当役は、契約を締結する者から契約金額の10分の1以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、別に定める場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、確実な担保の提供をもってこれに代えることができる。

【会計規程実施細則】

(予定価格の作成)

第5条 契約担当役(分任契約担当役及び代理役を含む。以下「契約担当役」という。)は、その調達に付する事項に関する仕様書、設計書等によって予定価格を定め、その予定価格を記載した書面を作成しなければならない。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(無効の入札書)

第16条 契約担当役は、入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効として処理しなければならない。

- (1) 一般競争入札の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
 - (2) 指名競争入札の場合において、指名していない者の提出した入札書
 - (3) 次に掲げるアからエまでの事項の記載又は押印のない入札書
 - ア 入札金額
 - イ 請負に付される工事もしくは製造名、供給物品名又は件名
 - ウ 競争参加者本人の氏名及び押印(法人の場合はその名称又は商号並びに代表者の氏名及び押印)
 - エ 代理人が入札する場合は、競争参加者の氏名又は名称もしくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
 - (4) 請負に付される工事もしくは製造名、供給物品名又は件名に重大な誤りのある入札書
 - (5) 入札金額の記載が不明確な入札書
 - (6) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について押印のない入札書
 - (7) 納付した入札保証金の額が入札金額の100分の5に達しない場合の当該入札書
 - (8) 競争参加者の氏名(法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名)の判然としない入札書
 - (9) 公告又は公示及び指名通知において示した入札の最終日時までに入札箱に投入しなかった入札書
 - (10) その他入札に関する条件に違反した入札書
- 2 契約担当役は、あらかじめ競争参加者に前項各号の一に該当する入札書があったときは、無効のものとしてこれを処理することを知らせておかななければならない。